

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期的な目標

国際的協調の下に、欧州地域において工業化が始まった年代を基準として、世界全体の平均気温の上昇を二度より十分に低く保つとともに、これを一・五度以内に抑えるよう努めること等が必要であるとの地球温暖化の防止に関する国際社会における共通の認識を踏まえ、国際的に認められた知見に基づき、平成六十二年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出の量は、平成二年における温室効果ガスの排出の量からこれに八十パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とすること。

(第七条の二関係)

第二 地球温暖化対策計画に関する規定

一 温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期的な目標に即した地球温暖化対策計画の策定

政府が地球温暖化対策計画を定める場合には、温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期的な目標に即すことを明記すること。

(第八条第一項関係)

二 地球温暖化対策計画の案の作成に対する民意の反映

地球温暖化対策推進本部は、地球温暖化対策計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(第八条第三項関係)

三 地球温暖化対策計画に係る評価の実施及びその結果の公表等

1 政府は、毎年、地球温暖化対策計画に定められた目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、地球温暖化対策計画の実績に関する評価を行うものとする。

(第八条第六項関係)

2 政府は、1により評価を行ったときは、その内容を国会に報告するとともに、公表するものとする。

(第八条第七項関係)

四 地球温暖化対策計画の変更の場合における勘案事項

地球温暖化対策計画の見直しに係る検討に際しての勘案事項として、「国際約束に基づく義務の履行期限」を追加すること。

(第九条第一項関係)

第三 政策形成への民意の反映等

国及び地方公共団体は、地球温暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、地球温暖化対策に関し学識経験のある者、消費生活、労働及び産業の領域を代表する者その他広く事業者及び国民の意見を求め、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

(第四十一条の二関係)

第四 地球温暖化適応

一 国は、別に法律で定めるところにより、地球温暖化によつてもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その他の国内及び国外における地球温暖化への適応（以下「地球温暖化適応」という。）を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(附則第一条の二関係)

二 一の法律は、次の事項について定めるものとする。

- 1 地球温暖化適応に関する基本的な計画の策定
- 2 地球温暖化適応に関する基本的施策
- 3 地球温暖化適応に関する体制の整備

4 その他地球温暖化適応に関する必要な事項

(附則第一条の三関係)

第五 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。